

# 各務原市都市計画マスタープラン

改定方針

# 目 次

1. 計画の策定にあたって .....	1
(1) 都市計画マスタープランの概要 .....	1
(2) 計画の位置づけ .....	1
(3) 改定の背景・目的 .....	2
(4) 計画期間（目標年次） .....	2
(5) 計画区域 .....	2
2. 上位・関連計画の整理 .....	3
(1) 各務原市総合計画前期基本計画 .....	3
(2) 各務原都市計画区域マスタープラン .....	6
(3) 各務原市立地適正化計画 .....	7
3. 策定体制 .....	10
4. 改定スケジュール .....	11
〈参考〉都市計画マスタープランの改定経緯 .....	13

# 1 都市計画マスタープランの概要

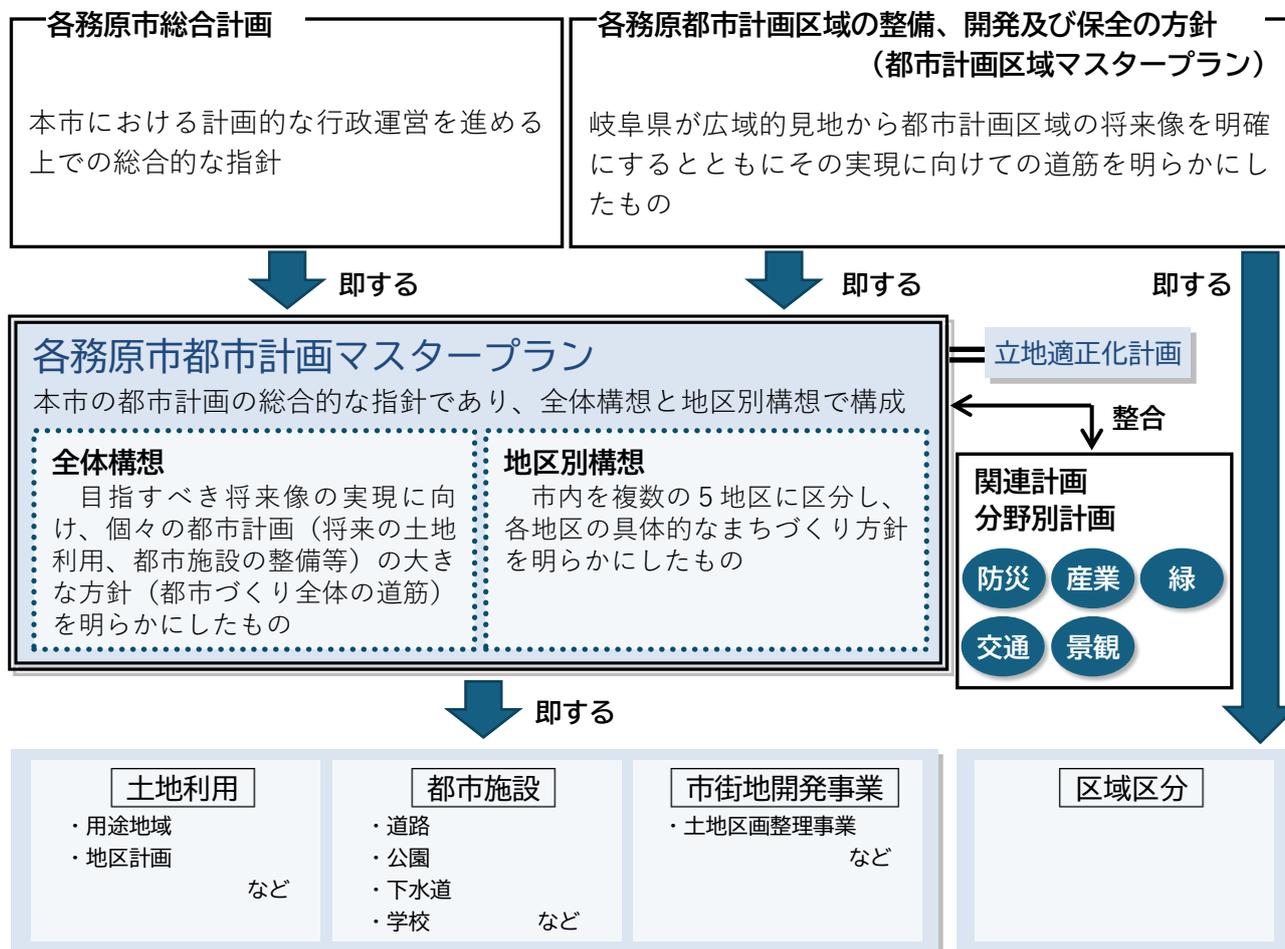
## (1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものであり、都市の長期的な都市づくりの方針を総合的・体系的に示すものです。

## (2) 計画の位置づけ

「各務原市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」といいます。）」は、各務原市（以下、「本市」といいます。）における都市づくりの総合的な方針を示した「各務原市総合計画」及び岐阜県が定める「岐阜都市計画区域マスタープラン」を上位計画とし、「各務原市地域防災計画」、「産業振興ビジョン」、「緑の基本計画」、「各務原市地域公共交通計画」、「各務原市景観計画」などの諸計画と関連した計画となっています。

都市計画法の規定により、本市における今後の都市計画の決定や変更は、本計画に即して実施することになります。



### (3) 改定の背景・目的

現在、多くの地方都市では、急速な人口減少や少子高齢化に直面しており、また、住宅や店舗の郊外立地が進み、市街地が拡散したことで、低密度な市街地が形成されつつあります。今後、さらに人口減少が進むと、一定の人口密度に支えられてきた医療・介護・教育文化等のサービスの提供が困難になるおそれがあります。

さらに、厳しい財政制約の下で、道路や公共施設の老朽化への対応も求められ、持続可能な都市経営と災害に強いまちづくりが喫緊の課題となっています。

各務原市では、平成 28 年に各務原市都市計画マスタープラン 2016 を策定し、各種施策を進めてきたところです。

現行計画が令和 7 年度に目標年次を迎えることから、これまでの都市構造の変化、各種施策の検証等を踏まえ、今後の都市づくり上の課題や都市を取り巻く環境変化に適切に対応する持続可能な都市経営をめざすと同時に、令和 6 年度、上位計画である新たな総合計画が令和 7 年度からのスタートに向けて策定されたことを受け、現在の都市計画マスタープランの改定を行います。

### (4) 計画期間（目標年次）

目標年次は、概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、10 年後である 2035 年とします。

計画期間（目標年次）：**2035年（令和17年）**

### (5) 計画区域

計画区域は都市計画区域である各務原市全域とします。

計画区域：**各務原市全域**

## 2 上位・関連計画の整理

### (1) 各務原市総合計画前期基本計画〔計画期間：令和7年度～16年度〕

#### ①将来都市像

『もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち』

～しあわせ実感 かかみがはら～

#### ②基本理念

##### 誇り ～ひとを育む～

各務原を元気にする原動力である市民一人ひとりが各務原の「誇り」であり、将来を担う子どもたちは各務原の「宝」です。すべての市民が大きな可能性を持っています。可能性は夢となり、人生を豊かにします。人と夢を育み、一人ひとりが自分らしく輝き、また、子どもたちが心豊かでたくましく育ち、誰もが主役で、躍動できるまちづくりを進めます。

##### やさしさ ～くらしを守る～

笑顔があふれる元気なまちには、市民の「安全」と「安心」が欠かせません。子どもから高齢者まで、すべての市民が誰一人として取り残されることなく、いつまでも元気に、安心して暮らすことができる、やさしさにあふれたまちづくりを進めます。

##### 活力 ～まちを支える～

活力、魅力のあるまちには多くの人が集います。「各務原ならではの」、「各務原らしさ」をいつまでも継承しながら、まちのにぎわいと活力を支える基盤づくりを進めます。

また、縮充\*を意識しながら行財政運営を進め、どのような状況下にあっても安定した行政サービスが提供できる持続可能なまちづくりを進めます。

※人口減少下において、行政資源（ヒト・モノ・カネ）が縮小しても、様々な工夫により、多くの市民がサービスの充実感を得られるよう、その質の向上を追求すること。

#### ③基本目標

将来都市像を支える3つの基本理念に込めた想いを具現化するため、9つの基本目標を掲げます。

〔基本目標1〕 みんなが活躍する協働のまち《市民協働》

〔基本目標2〕 みんなで心豊かな子どもを育むまち《出産・子育て・教育》

〔基本目標3〕 みんなが輝き彩りのあるまち《文化・スポーツ・生涯学習》

〔基本目標4〕 みんなで守る自然豊かで美しいまち《自然・環境》

〔基本目標5〕 みんなで支えあい健やかに暮らせるまち《健康・医療・福祉》

〔基本目標6〕 みんなで築く安全安心のまち《防災・防犯》

〔基本目標7〕 みんなが快適に暮らせる住みよいまち《都市基盤整備》

〔基本目標8〕 みんなで創るにぎわいと活力のあるまち《産業・交流》

〔基本目標9〕 みんなでつなぐ持続可能なまち《行財政》

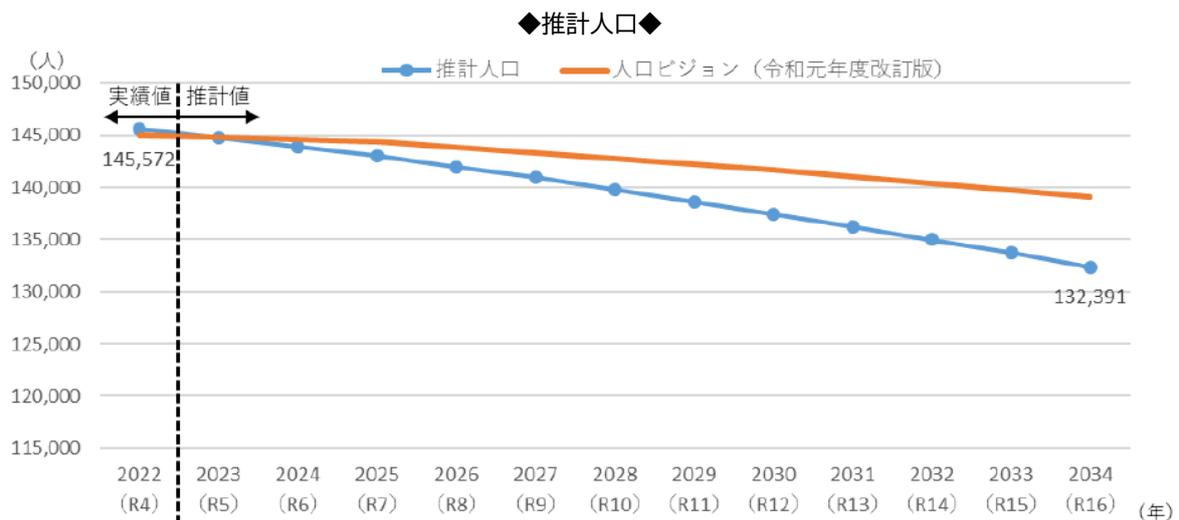
#### ④将来展望人口

本市の令和4（2022）年住民基本台帳による人口は145,572人です。平成29（2017）年と令和4（2022）年の住民基本台帳の人口を基にコーホート要因法を用いて将来人口を推計すると、本市の人口は計画の最終年度（令和16年）には約132,000人まで減少すると見込まれています。

なお、令和元年に策定した人口ビジョンでは、令和42（2060）年には約100,000人まで人口が減少するという予測を踏まえ、令和6（2024）年に145,000人、令和42（2060）年に120,000人の人口の維持を目指しています。

人口減少・少子化対策を重点に、生活環境の充実や安全安心の向上、産業の活性化や子育て支援の充実などまちの魅力をさらに高める取組の推進によって、特に子育て世代など若年層の移住・定住を促進し、人口の増加を図ることで、本市の令和16（2034）年の目標人口は140,000人と設定します。

**令和16年：140,000人**



資料：学校区別人口推計調査業務 報告書（令和4年度）

## ⑤土地利用の基本的な考え方

本市は、北部に緩やかな丘陵地帯が連なり、南部には雄大な木曾川が流れ、中央部の市街地を桜並木とともに清流が流れる美しい自然環境に恵まれた都市です。土地は、市民が快適な生活を送り、自然や歴史・文化を守り、育み、地域の活力を生み出す舞台であるとともに、生活の基盤となる限りある大切な資源です。

人口減少に伴い土地需要が減少する中、これからの土地利用は、選択と集中、重点化の視点から、つくったもの、いまあるものを「活かす」ことにより、都市としての質的な向上を目指すことが引き続き求められています。基本構想では、土地利用の基本的な方向性を示し、具体的な土地利用の方針や計画については、基本計画や、都市計画マスタープラン等の個別計画に位置づけ、本市の特性や実情に応じた計画的かつ戦略的な土地利用を推進します。

### ■住みたい、住み続けたい 土地利用

各務原アルプスや名勝木曾川などの豊かな自然環境を保全するとともに、歴史・文化などの地域資源や個性を次世代に継承し、それぞれの地域特性にあわせて良好な住環境と調和がとれた土地利用を目指します。都市機能や防災機能の向上、都市緑化の推進に努め、ずっと住み続けたい、住んでみたいと思われる土地利用を進めます。

### ■人や地域がつながる土地利用

市内のみならず、県内や愛知県などの広域を結ぶネットワークを形成する交通網の充実を図ることで、「ヒト、モノ、コト」の動きを活発にし、本市の強みの1つである「ものづくり」をさらに強固なものにするとともに、商業・観光拠点を充足させる土地利用を目指します。これらの交通基盤と産業基盤を強化し連携させることで、人や地域がつながる土地利用を進めます。

### ■未来に向けた計画的な土地利用

人口減少、少子高齢化の進展など、目まぐるしい社会経済情勢の変化や気候変動に柔軟に対応するために、地域特性にあわせた目的や整備方針は、都市計画マスタープランを中心とした、各個別計画において具体的な計画として定め、持続可能な土地利用を目指します。本構想の方向性を軸に、「いこい・にぎわい・くらし・しごと・ふれあい」をバランスよく配置・誘導し、未来に向けた計画的な土地利用を進めます。

## (2) 各務原都市計画区域マスタープラン（岐阜県策定）

[計画期間：令和2年度～12年度]

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、長期的な視点にたった都市の将来像を明らかにし、その実現に向けての大きな道筋を明確にするため、都市計画区域ごとに都市計画の基本的な方向性を県が広域的見地から定めるものです。

### (主な項目)

#### ●都市計画の目標

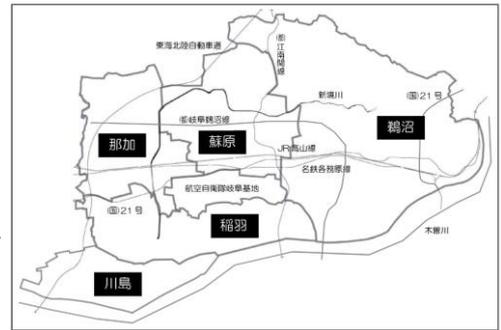
- ①都市づくりの基本理念
- ②地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）
- ③各種の社会的課題への都市計画としての対応
- ④当該都市計画区域の広域的位置づけ

#### ●区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

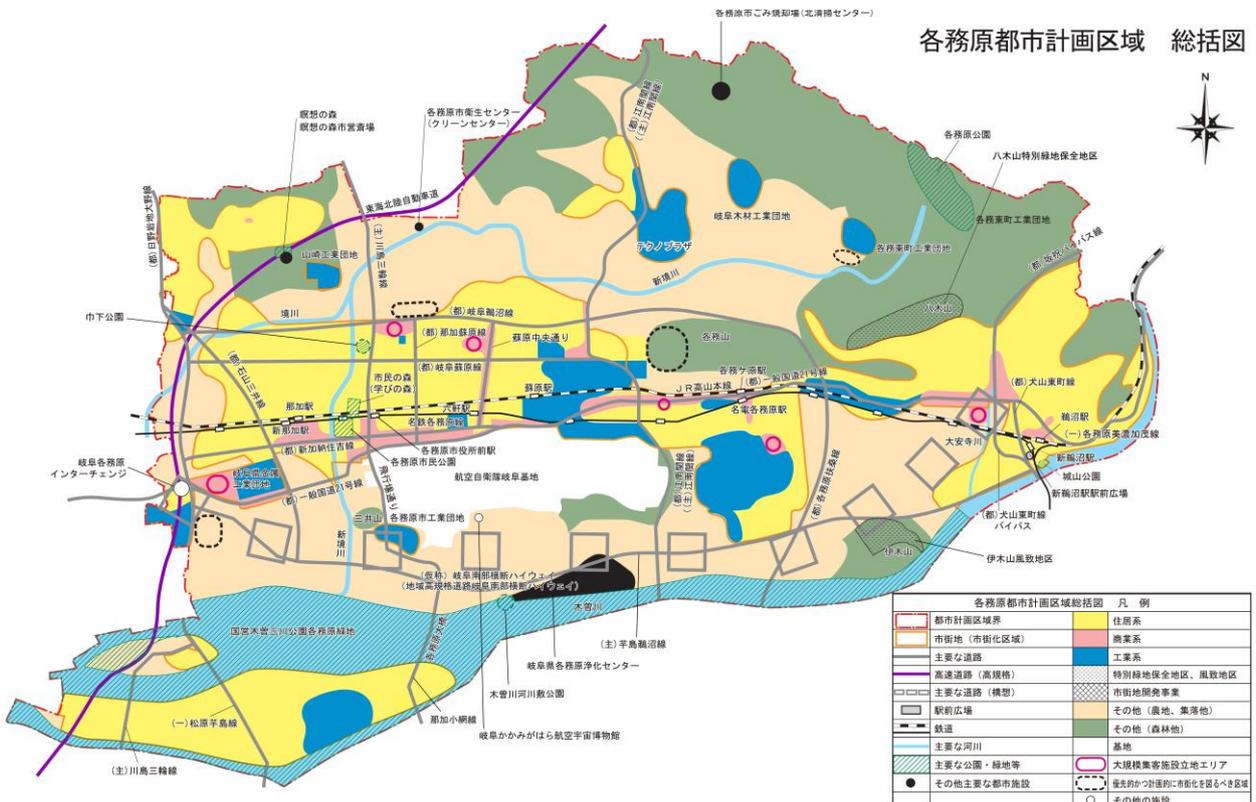
#### ●主要な都市計画の決定の方針

- ①土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- ②都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- ③市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- ④自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

【地域区分図】

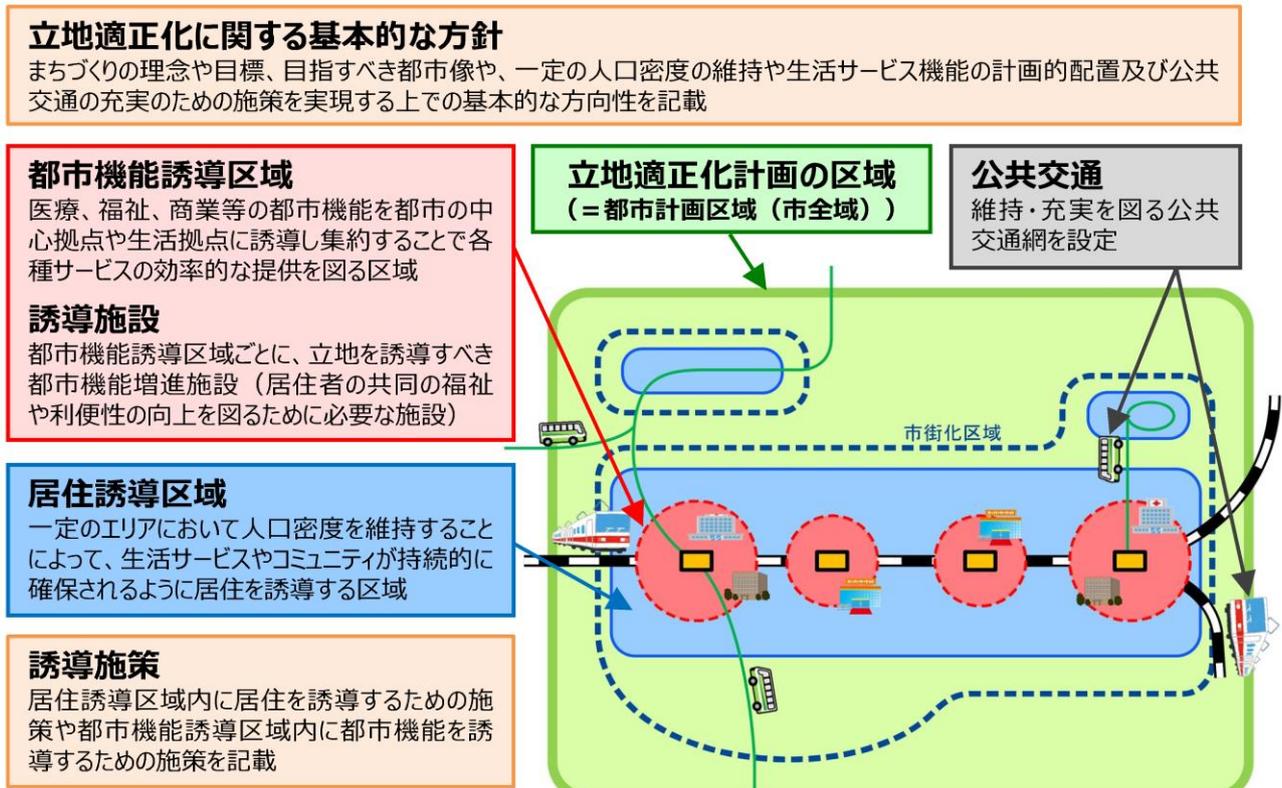


### (総括図)



### (3) 各務原市立地適正化計画 [計画期間：令和4年度～23年度]

立地適正化計画は、人口減少・少子高齢化が進行する社会情勢の中でも将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するため都市全体の観点から作成する、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。今までの都市計画の規制を前提に、居住誘導区域や都市機能誘導区域を定め、誘導施策や届出制度を通じて、長い時間をかけながら居住や都市機能の緩やかな誘導を図り、公共交通と連携したまちづくりを推進するものです。



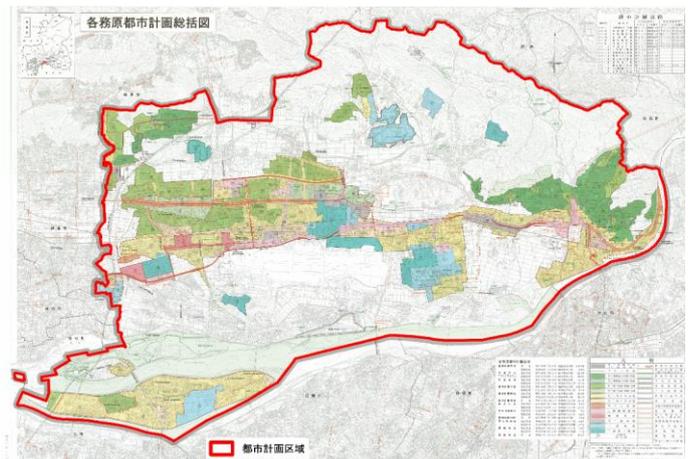
#### (計画期間)

本計画は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するため、計画期間を令和 4～23 年度（2022～2041 年度）とします。

#### (計画対象区域)

本計画は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域である市全域（約 8,781ha）を対象とします。

居住誘導区域及び都市機能誘導区域は、市街化区域内に設定します。



## (居住の誘導方針の設定)

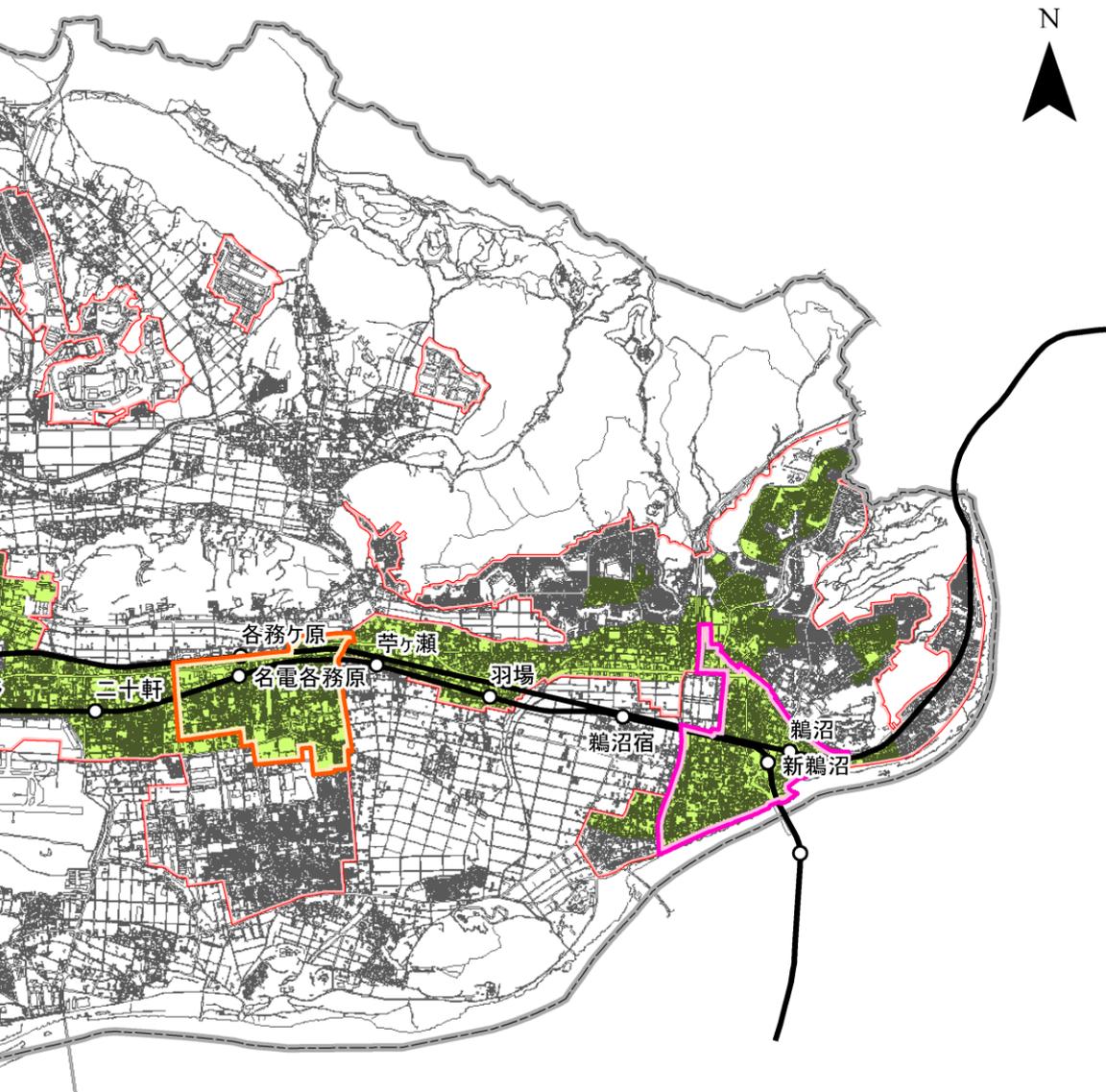
本市の人口は今後減少が予測されますが、鉄道沿線の市街地では高い人口密度が維持される見込みです。本市には東西を貫く鉄道沿いに 16 の駅があり、都市計画マスタープランでは「公共交通を軸とした集約型都市構造」を進めています。そのため、鉄道沿線や主要な路線バスが運行されている公共交通の利便性の高い地域への居住の誘導を図ります。また、一部の市街化区域では、基盤整備を進めつつ、低密度な住宅地の形成が行われており、今後も一定の人口密度を維持するため、居住を誘導していきます。

図 居住誘導区域・都市機能誘導区域



## (都市機能の誘導方針の設定)

都市機能誘導区域は、都市計画運用指針で「医療・福祉・商業などの都市機能を中心拠点や生活拠点に集約し、効率的なサービス提供を目指すべき」とされています。本市では、都市計画マスタープランで位置づけた都市拠点や地域生活拠点に、都市機能誘導区域を設定します。また、都市計画運用指針に示されるように公共交通の利便性が高い区域であることが重要で、区域の規模は徒歩や自転車で移動しやすい範囲、特に鉄道駅周辺を基本に設定しています。

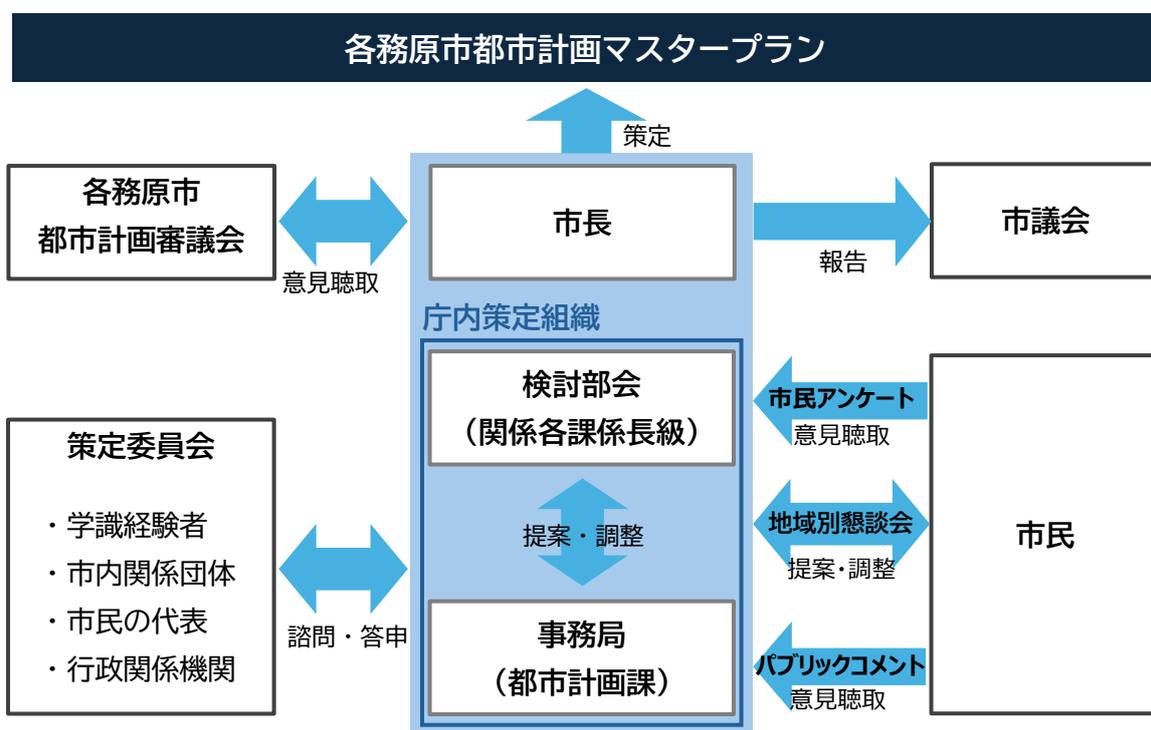


凡例	
<b>誘導区域等</b>	
	都市機能誘導区域(西の拠点)
	都市機能誘導区域(東の拠点)
	都市機能誘導区域(地域生活拠点)
	居住誘導区域
	市街化区域

4,000 m

# 3 策定体制

本計画は、市民アンケート調査を通じ市民意向を把握するとともに、地域別懇談会で出された市民の生の声を参考にするとともに、積極的な市民参加を図りつつ、庁内関係課で組織する検討部会や、学識経験者や市内関係団体などから組織する策定委員会で検討を行った計画案を都市計画審議会に諮り、策定します。



# 4 改定スケジュール

都市計画マスタープランの改定にあたっては、令和6年度及び令和7年度の2ヶ年をかけ、各種調査や地域別懇談会等を踏まえ、計画内容の検討を進めていく。

## 【令和6年度】

業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(1) 現況把握													
①基礎データの分析				→									
②現行計画の整理				→									
③上位・関連計画の把握と整合性の検証					→								
④市民アンケート調査の実施					→								
(2) 課題の整理				→									
(3) 全体構想案の作成													
①将来都市像・都市づくりの目標の設定							→						
②将来フレームの設定							→						
③将来都市構造案の検討							→						
④都市整備の方針案の検討									→				
検討部会							◎	→ 関係部署との調整					
策定委員会							★ 第1回		★ 第2回			★ 第3回	

### ○策定委員会想定テーマ

第1回 現況把握について（都市計画の概要、基礎データ分析、課題の整理、市民アンケート調査票）

第2回 全体構想について（市民アンケート結果、現行施策の進捗状況、都市づくりの目標の設定、将来フレームの設定、将来都市構造案）

第3回 全体構想について（将来都市構造、都市整備の方針）

【令和7年度】

業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 地域別構想案の検討												
① 地域別構想案の検討	→											
② 地域別懇談会の運営支援	→											
(2) 計画の進行管理方法の検討						→						
(3) 計画書（素案）のとりまとめ						→			パブリックコメント (仮)			
(4) 計画書のとりまとめ										→		
検討部会						関係部署との調整				→		
策定委員会					★ 第4回			★ 第5回			★ 第6回	

○策定委員会想定テーマ

- 第4回 地域別構想について（地域別懇談会の開催結果、地域別構想案）
- 第5回 計画素案について
- 第6回 計画案について

# 《参考》 都市計画マスタープランの改定経緯

## ■各務原市都市計画マスタープラン（平成9年10月）

平成4年の都市計画法改正で都市計画マスタープランに関する制度が創設され、それを受け、各務原市として最初に策定したマスタープランである。

「心と技術をささえる文化と快適環境都市」を将来都市像とした第三次総合計画の実現を目指し、都市計画の視点から計画的なまちづくりを行うために策定された。



## ■各務原市都市計画マスタープラン 2002 ～都市再生と公園都市の実現に向けて～ （平成14年12月）

平成12年の都市計画法の改正、地方分権一括法の施行に伴い、都市計画の決定権限が大幅に市町村へ委譲されることとなった。また、同年に各務原市の新総合計画が策定され、これらを受け策定されたマスタープランである。



## ■各務原市都市計画マスタープラン 2006 ～都市再生と公園都市の実現に向けて～ （平成18年9月）

平成16年11月に旧川島町と合併したことに伴い策定された。基本的には、2002年版の内容は改訂せず、時点修正等が行われている。また、平成18年3月に各務原市都市景観条例が公布され、景観行政の枠組みが急速に整備されたことを受け、景観に関する章は、大幅な改訂を行っている。



## ■各務原市都市計画マスタープラン 2010 ～公園都市と地域活力の持続～ （平成22年2月）

2006年版のマスタープランが平成22年を目標とした計画となっていたこと、また、平成22年度より各務原市第2次新総合計画がスタートすることを受け、さらに近年の社会経済情勢の変化を踏まえて新しく策定したものである。



## ■各務原市都市計画マスタープラン 2016（平成28年3月）

平成27年度より新たな各務原市総合計画がスタートしたこと、また、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、社会資本ストックの老朽化など、各務原市を取り巻く環境の変化や社会潮流を踏まえるとともに、緑の基本計画との連携を強化し、総合的な空間整備の指針として都市計画マスタープランと緑の基本計画を同時に見直したものである。

